

# 大津町手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。

ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合いながら、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育み、受け継いできた。

しかしながら手話は、ろう教育において読唇と発声の訓練を中心とする口話教育が導入されたことにより、長年にわたり言語として認められてこなかったことなどから、ろう者が手話によって必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることができると環境は十分に整備されず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法により、手話が言語であることが位置づけられ、また、全ての障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他のコミュニケーションのための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大を図ることが規定されたが、そうした理解や環境の整備は十分とは言えない。

そこで、手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ることにより、全ての町民が地域の中で認め合い、輝きと生きがいをもって、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定するものである。

## （目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、町が推進する施策を定めることにより、全ての町民が地域の中で認め合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現に資することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障がいがある者の中、手話を言語として使用して日常生活及び社会生活を営むものをいう。
- (2) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 事業者 町内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助員その他障がい者への伝達補助等を行う者をいう。
- (5) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、音訳、代読、代筆、触手話、指点字、代用音声（喉頭摘出等により使用するものをいう。）、平易な表現、絵図、コミュニケーションボード、重度障がい者用意

思伝達装置その他の障がい者が他人とのコミュニケーションを図るための手段をいう。

- (6) 合理的配慮 障がい者が他の者と同等の権利行使することを確保するために行われる必要かつ適切な変更又は調整であって、可能な範囲で最大限提供される配慮を行う。

(基本理念)

第3条 手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がりは、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に育み、受け継いできた文化的な所産であると認識した上で行われなければならない。

- 2 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての町民が、様々な障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用するとの重要性を理解し、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られることを旨として行わなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念に基づき、町民及び事業者並びに関係団体と連携して、手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するとともに、必要な合理的配慮を行うものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念に対する理解を深め、町が実施する手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、町が実施する手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うものとする。

(施策の推進)

第7条 町は、第4条の規定に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関すること
- (2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段による情報の提供に関すること
- (3) 支援者の確保及び養成に関すること
- (4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

- 2 町は、前項各号に掲げる施策の推進に当たっては、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3号の規定により策定する大津町障がい者基本計画との整合性を図るとともに、障がい者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

(学校等の設置者の取組)

第8条 学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所

をいう。以下同じ。) の設置者は、手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。) の理解の促進に努めるものとする。

- 2 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を必要とする児童等が通学又は通園する学校等の設置者は、当該児童等が必要なコミュニケーション手段により学習することができる環境を整備するとともに、当該学校等の教員等の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を必要とする児童等が通学又は通園する学校等の設置者は、当該児童等及びその保護者からの学校等における障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する相談への対応及び支援を行うものとする。

(災害時における措置)

第9条 町は、災害その他非常の事態において、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段により、必要な情報を速やかに取得し、円滑に他人とのコミュニケーションを図ることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第10条 町は、手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。